

**「過労死等防止対策推進法」
及び
「過労死等の防止のための対策に関する大綱」
に基づく施策の実施状況
(第4 国が取り組む重点施策部分)**

1 調査研究等 ※詳細は別添資料1－2参照

(1)過労死等事案の分析

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①過労死等に係る労災認定事案、公務災害認定事案を集約し、その分析を行う。 ②分析に当たっては、労災認定事案の多い職種・業種等の特性をはじめ、労働時間以外の業務の過重性、また、疾患発症後の職場の事後対応等の状況に留意する。	＜労災＞ (平成27年度) ・労災認定事案に係る調査復命書の収集、データベース構築、基礎集計の実施。 ・運輸業の脳心認定事案から抽出した81事例について試行的解析。 (平成28年度) ・雇用者100万人当たりの認定率を算出し、業種横断的な解析を実施。 ・重点5業種・職種のうち自動車運転従事者、外食産業について解析。 (平成29年度) ・重点5業種・職種のうち教職員、IT産業、医療について解析。 平成29年版白書へ掲載 ＜国家公務員＞ (平成27年度) ・平成22年度から平成26年度までの5年間に公務上の災害と認められた事案のデータ収集を実施 (平成28年度) ・収集データを基にデータベースを構築、分析 → 平成29年版白書へ掲載 (平成29年度) ・データベースを基に分析。 ＜地方公務員＞ (平成27年度) 平成22年1月から平成26年度までの5年間に公務上の災害と認められた事案のデータ収集を準備。 (平成28年度) ・公務上認定事案に係るデータベース構築、基礎集計の実施。 → 平成29年版白書へ掲載 (平成29年度) ・教職員について解析。
③労災又は公務災害として認定されなかった事案についても抽出して分析を行う。	＜労災＞ (平成28年度) ・労災不支給事案に係る調査復命書の収集、データベース構築、基礎集計の実施。 → 平成29年版白書へ掲載 (平成29年度) ・業種横断的な解析を実施。認定事案との比較解析。 ＜国家公務員＞ (平成28年度) ・平成22年度から平成26年度までの5年間に公務上の災害と認められなかった事案のデータ収集を実施。 (平成29年度) ・収集データを基にデータベースを構築。 ＜地方公務員＞ (平成28年度) ・平成22年1月から平成26年度までの5年間に公務上の災害と認められなかった事案のデータ収集を準備。 (平成29年度) ・公務外事案に係るデータベース構築、基礎集計の実施。

1 調査研究等

(2)疫学研究等

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①過労死等のリスク要因と疾患、健康影響との関連性を明らかにするため、勤労者集団における個々の労働者の健康状態、生活習慣、勤務状況とその後の循環器疾患、精神疾患のほか、気管支喘息等のストレス関連疾患を含めた疾患の発症状況について長期的に追跡調査を進める。	(平成27年度) ・調査項目、調査集団の検討等コホート調査(調査期間:10年間)の準備作業を実施。 (平成28年度) ・WEB調査(約1万人)で試行的調査。約2万人のコホート集団の構築に向けた作業を実施。 (平成29年度) ・第1回の調査(ベースライン調査)を実施。
②職場環境対策について、過労死等の防止の効果を把握するため、事業場間の比較等により分析する。	(平成27年度) ・職場環境改善に向けた介入研究について、調査項目、調査集団の検討等準備作業を実施。 (平成28年度) ・対象事業場の選定、職場環境改善前(介入前)の調査を実施。 (平成29年度) ・介入調査の実施、対象事業場の拡充、結果の解析。
③循環器疾患による死亡との関連性が指摘されている事項について、安全、かつ、簡便に検査する手法の研究を進めつつ、データの収集を行い、脳・心臓疾患との関係の分析を行う。	(平成27年度) ・少人数を対象に予備実験を実施。 (平成28年度) ・長時間労働の作業中・作業後の血圧、疲労度等を測定する実験等の実施(約50人)。 (平成29年度) ・実験の継続と実験結果の解析。

1 調査研究等

(3) 過労死等の労働・社会分野の調査・分析

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①労働時間、労災・公務災害補償、自殺など、過労死等と関連性を有する統計について情報収集、分析を行い、データの整備を図る。	・統計データの収集を実施し、白書の第1章に掲載
②諸外国の労働時間制度等の状況も踏まえた分析を行う。	・勤務間インターバル制度の導入状況の調査を、平成27年度行い、白書に掲載。
③自営業者、会社役員も含め、また、過労死等が多く発生しているとの指摘がある自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療等について掘り下げた調査研究を行う。	(平成27年度) ・全業種の企業及び労働者へのアンケート調査の実施。 →平成28年版白書に掲載 (平成28年度) ・自営業者、会社役員及び重点5業種のうちの自動車運転従事者、外食産業に対してアンケート調査を実施。 ・平成27年度調査結果の再集計・分析の実施。 →平成29年版白書に掲載 (平成29年度) ・重点5業種のうち、教職員、IT産業、医療に対してアンケート調査を実施中。 →平成30年版白書に掲載予定

(4) 結果の発信

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
国及び過労死等調査研究センターにおいて、労災補償状況、調査研究の成果、その他過労死等に関する情報をホームページへの掲載等により公表する。	①平成28年度から、毎年白書を閣議決定の上国会報告。各都道府県立図書館への寄贈や都道府県等への配布を行い、各都道府県で開催される過労死等防止対策シンポジウムで概要を説明するなど、白書を活用した情報の発信を実施。 ②厚生労働省における過労死等防止対策に係る専用HP http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html ③過労死等調査研究センターにおける情報発信 http://www.jniosh.johas.go.jp/groups/overwork.html

2 啓発等

(1) 国民に向けた周知・啓発の実施

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①インターネット、リーフレット、ポスター等通じた周知・啓発	過労死等防止啓発月間(毎年11月)を中心に周知啓発 ・ポスター、パンフレット、リーフレットの配布、駅等にポスター掲示。 ・新聞広告を掲載 ・Web広告の掲載
②過労死等防止啓発月間における集中的な取組	・国主催の「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催 【実績】(4(1)再掲) 平成27年度:全国29会場で参加者数は3,075人(全国延べ) 平成28年度:全国42都道府県43会場で参加者数は4,802人(全国延べ) 平成29年度:全国47都道府県48会場で開催。(参加者数は集計中) ・ポスター、パンフレットなど多様な媒体を活用した周知・啓発の実施
③安全衛生優良企業公表制度による周知	・安全衛生優良企業公表制度の申請受付開始(平成27年6月～) ・安全衛生優良企業公表制度のポスター及びリーフレットの配布 ・各種説明会を利用した制度の説明及び関係団体・企業への説明・要請(合計226回) ・認定企業数 【実績】平成29年10月末時点:33社 ・企業等に対するセミナー及び認定企業等による事例発表会の実施(平成28年度から)【実績 平成28年度:全国延べ3回 平成29年度:全国延べ10回】

2 啓発等

(2)大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
都道府県労働局が行う労働関係法規等の授業の講師派遣の周知、大学生、高校生等を対象とする労働条件に関するセミナーの実施、指導者用資料の作成	(1)都道府県労働局等における中学校、高等学校等への講師派遣 【実績】 平成27年度:156回 平成28年度:178回 平成29年度: 45回(9月末時点) (2)都道府県労働局等における大学等への労働局幹部職員派遣 【実績】 平成27年度:426校、575回 参加者数:約56,000人(いずれも延べ数) 平成28年度:469校、596回 参加者数:約49,000人(いずれも延べ数) (3)大学・高等学校等における労働条件に関するセミナーの開催 【実績】 平成27年度:セミナー 48回、高等学校への講師派遣 88回 平成28年度:セミナー 47回、高等学校への講師派遣 91回 平成29年度:セミナー 21回、高等学校への講師派遣 100回(予定) (4)若者雇用促進法第26条に基づく中学校、高等学校への講師派遣 【実績】平成27年度:227回(平成27年10月1日～平成28年3月31日) 平成28年度:238回 平成29年度: 96回(9月末時点) (5)過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業(平成28年度から開始) 【実績】 平成28年度:87回 参加者数 約6,450人 平成29年度:63回(11月末時点) 参加者数は集計中 (6)労働法教育のための指導者用資料の作成・配布 【配布 平成28年度:5,557校】 【セミナー実施 平成29年度:10回 参加者数342人】

2 啓発等

(3)長時間労働の削減のための周知・啓発の実施

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①過重労働が疑われる企業等への監督指導の徹底	○監督指導関係 (平成27年度) ・月100時間超の残業が行われていると考えられるすべての事業場等(以下「月100時間超事業場」という。)に対する監督指導を実施【実績 10,185事業場に重点監督、5,775事業場(56.7%)に違法な時間外労働について是正指導】 (平成28年度) ・月80時間超の残業が行われていると考えられるすべての事業場等(以下「月80時間超事業場」)に対する監督指導を実施【実績 23,915事業場に重点監督、10,272事業場(43.0%)に違法な時間外労働について是正指導】 (平成29年度) ・月80時間超事業場に対する監督指導を実施 ○企業名公表関係 (平成27年度) ・平成27年5月に、是正指導段階での企業名公表制度(月残業100時間超等を複数の事業場で行っている場合に企業名を公表。以下「企業名公表制度」という。)を創設 (平成28年度) ・企業名公表制度に基づき、平成28年5月に1件の企業名公表 ・企業名公表制度について、平成29年1月より、過労死等事案を追加するとともに、「違法な長時間労働」を月残業100時間超から月80時間超とするなど要件を拡大し、強化 (平成29年度) ・平成29年1月より強化された企業名公表制度のもとで、平成29年9月に1件の企業名を公表
②「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の周知・啓発	(平成28年度) ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」について、以下の取組等を実施。 (1月)・経団連への説明会(91社参加)を開催、主要業種別団体への説明会を開催。 (2月)・使用者団体約220社に対して、ガイドラインを含めた長時間労働の抑制等に向けて、厚生労働大臣名による緊急要請を実施(一部団体は、直接訪問して要請を実施) ・地方団体連絡協議会等で説明会を実施 ・都道府県労働局において、管内の商工会議所、中小企業団体中央会等に対して、傘下の事業主への周知を依頼 ・リーフレットを作成、厚生労働省ホームページに掲載し、都道府県労働局や監督署で各種の相談や集団指導時に配布 (平成29年度) ・労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載(平成29年5月より実施)
③36協定(特別条項含む)の労働者への周知・啓発、適正な36協定の締結	・労働基準監督署の窓口において、時間外労働協定における特別延長時間の短縮に努めるよう指導(平成28年10月以降は、監督指導においても同様に指導するよう、改めて指示) ・過半数代表者の要件について、窓口での協定受理時、監督指導時等のあらゆる機会を通じて、リーフレット等を活用した周知を実施(平成29年12月以降は、過半数組合の要件含めて周知するよう、改めて指示)

2 啓発等

(4) 過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発の実施

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①「過重労働による健康障害を防止するための事業者が講ずべき措置」の事業者等への周知・啓発	(平成27年度) ・月100時間超事業場に対する監督指導を実施した10,185事業場のうち、1,515事業場(14.9%)に対し過重労働による健康障害防止措置の未実施については是正指導、8,322事業場(81.7%)に対し医師による面接指導の実施など過重労働による健康障害防止措置について指導 (平成28年度) ・月80時間超事業場に対する監督指導を実施した23,915事業場のうち、2,355事業場(9.8%)に対し過重労働による健康障害防止措置の未実施については是正指導、20,515事業場(85.8%)に対し医師による面接指導の実施など過重労働による健康障害防止措置について指導 (平成29年度) ・月80時間超事業場に対する監督指導を実施 ・平成18年3月17日付け基発第0317008号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(最終改正:平成28年4月1日)に基づき、都道府県労働局、労働基準監督署が、集団指導、監督指導、個別指導等のあらゆる機会を通じて、リーフレット等を活用した周知を実施
②裁量労働制対象労働者や管理・監督者に係る事業者の責務等についての啓発指導	・平成18年3月17日付け基発第0317008号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(最終改正:平成28年4月1日)に基づき、都道府県労働局、労働基準監督署が、集団指導、監督指導、個別指導等のあらゆる機会を通じて、リーフレット等を活用した周知を実施
③事業主、労務担当者等への過重労働防止対策セミナーの実施	・事業主、労務担当者等を対象としたセミナーの実施 【実績 平成27年度:全国26都市、35回 平成28年度:全都道府県71回 平成29年度:全都道府県66回(予定)】
④ポータルサイトの活用	・労働条件ポータルサイトの運営 【アクセス回数 平成27年度:約21.0万回 平成28年度:約27.1万回 平成29年度:毎月1万5千回以上(予定)】

2 啓発等

(5)「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①業界団体や企業への働きかけ	・「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけを実施。 【実績 平成27年度:693社 平成28年度:811社 平成29年度:526社(9月末現在)】 ・中小企業事業主に助成金(職場意識改善助成金)を支給 【実績 平成27年度:157件 平成28年度:107件 平成29年度:121件(11月末現在)】 ・助成金の利用促進のためのリーフレットの作成・配付 ・働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導を実施
②「働き方・休み方改善ポータルサイト」による情報発信	・「働き方・休み方改善ポータルサイト」により企業の取組事例や、企業が働き方・休み方の現状と課題を自己診断できる「働き方・休み方改善指標」を活用した自己診断機能等を紹介。 【アクセス数 平成27年度:132,789件 平成28年度:305,071件 平成29年度:263,402件(10月末時点)】
③働き方・休み方シンポジウムの開催	【実績】 ・平成27年度:全国5都市、参加者数1,057名 ・平成28年度:全国7都市、参加者数1,137名 ・平成29年度:全国5都市、参加者数は集計中
④年次有給休暇の取得促進	年次有給休暇を取得しやすい時季(夏季及び年末年始、平成28年度以降はゴールデンウィークも含む)のほか、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、年次有給休暇の取得促進のための職場環境づくりについて、以下の広報を実施。 ・都道府県、労使団体に対する周知依頼 ・専用Webサイトの開設 ・インターネット広告・ポスターの駅貼り広報(940か所) ・厚労省人事労務マガジン、月刊誌「厚生労働」による広報 など
⑤地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備	・地域において、関係労使、地方自治体等の協働による協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇の取得について、企業・住民等に働きかけを実施。 【実績 平成27年度:6地域 平成28年度:5地域 平成29年度:5地域】

2 啓発等

(6)メンタルヘルスケアに関する周知・啓発の実施

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①「ストレスチェック制度」及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発・指導徹底	・ストレスチェック制度の創設、監督指導等による適切な履行確保 ・ストレスチェック実施者等に対するマニュアルの策定 ・産業保健総合支援センターにおける、事業場へのメンタルヘルス個別訪問支援 【実績 平成27年度：6,387件 平成28年度：5,919件 平成29年4月～11月：5,067件】 ・産業保健総合支援事業において、小規模事業場へのストレスチェックの実施やそれに伴う産業医活動等への助成 ・各種ポスター及びパンフレットを作成し、周知を実施
②産業医等のいない規模の事業場に対する地域産業保健センターの利用促進	・都道府県労働局、労働基準監督署がメンタルヘルス対策について事業場に対する指導を実施する際に、産業保健総合支援センター（地域産業保健センター）の利用を強力に勧奨 ・産業保健総合支援センター（地域産業保健センター）の案内パンフレットを活用して周知
③産業保健総合支援センター等における、メンタルヘルスに関する知識の付与と能力の向上等を目的とした研修の実施	・産業保健関係者への専門的研修（メンタルヘルス対策関係） 【実績 平成27年度：2,940回 平成28年度：2,083回 平成29年4月～11月：1,039回】 ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 【実績 平成27年度：4,701回 平成28年度：3,782回 平成29年4月～11月：2,246回】 ・平成28年度から、若年労働者向けメンタルヘルス教育 【実績 平成28年度：585回 平成29年4月～11月：588回】 ・事業者向けセミナー 【実績 平成27年度：516回の内数 平成28年度：463回の内数 平成29年4月～11月：494回の内数】

2 啓発等

(7)職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の実施

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①ホームページ、リーフレット、ポスター等を通じた周知・啓発	(平成27年度) ・ポータルサイトの運営(スマートフォン用サイトの開設、動画作成など。アクセス数: 975, 434件) ・ツイッターアカウント開設、プロモーション広告掲載 ・使用者向けリーフレット、労働者向けリーフレット配布、パンフレット、ポスター配布等 ・雑誌広告掲載 (平成28年度) ・ポータルサイトの運営(オンライン研修講座作成など。アクセス数:1, 276, 611件) ・ツイッターにプロモーション広告掲載 ・使用者向けパンフレット、労働者向けパンフレット、ポスター配布等 ・雑誌広告掲載 (平成29年度) ・ポータルサイトの運営(動画作成など。アクセス数:1, 046, 219件(11月末現在)) ・ツイッター ・Facebookアカウント開設 ・使用者向けパンフレット、労働者向けパンフレット、ポスター配布等 ・インターネット広告掲載
②「パワハラ対策導入マニュアル」の周知・普及	・全国に5～6万部配付し周知。 ・マニュアルの充実・改定(平成28年度)
③全国47都道府県における人事労務担当者向けのセミナーの実施	【実績 平成27年度:63回 平成28年度:62回 平成29年度:62回】
④実態調査の実施とさらなる取組の促進策の検討	(平成28年度) ・職場のパワーハラスメントに関する実態調査の実施

2 啓発等

(8) 商慣行等も踏まえた取組の推進

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①自動車運送業に係る取組	(平成27年度) ・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び地方に設置。トラック運送事業者1,252社、ドライバー5,029名を対象にトラック輸送状況の実態調査を実施。 (平成28年度) ・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び地方で開催。労働時間改善のため、荷主・事業者等が協力して労働時間の改善に取り組む実証実験(パイロット事業)を全国47都道府県で実施。 (平成29年度) ・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び地方で開催。平成28年度に引き続き、全国47都道府県でパイロット事業を実施。 ・「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を開催し、長時間労働是正のための環境整備に向けた「直ちにに取り組む施策」をとりまとめ。
②建設業に係る取組	(平成29年度) ・「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設立(6月29日)し、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定(8月28日)。 ・ガイドラインの浸透に向けて、民間発注団体や労働組合等が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」の開催や、主要な民間発注分野(鉄道、住宅・不動産、電力、ガス)における特性を踏まえた議論を行うための分野別連絡会議を順次開催。(7～9月)
③情報通信業に係る取組	(平成28年度) ・「平成28年度 業界団体と連携したIT業界の長時間労働対策事業」において、企業向けセミナーの開催(3回)、アンケートによる実態調査、企業への個別訪問等による実態調査を実施。 (平成29年度) ・「平成29年度 業界団体と連携したIT業界の長時間労働対策事業」において、企業向けセミナーの開催(4回)、取引関係に関するアンケートを通じた実態調査、企業への個別訪問等による実態調査、働き方・休み方改善ハンドブックの改訂を実施予定。 ・情報通信業の企業及び労働者に対し、労働・社会分野のアンケート調査を実施。(1(3)③再掲)
④(1)医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組 (2)医師の働き方改革	(1) 都道府県医療勤務環境改善支援センターによる医療機関への助言等支援(平成27年度:43都道府県、平成28年度以降:全都道府県において支援センターを設置) (2) 時間外労働規制の具体的なあり方、労働時間の短縮策等について検討する「医師の働き方改革に関する検討会」を平成29年8月に設置。

2 啓発等

(9) 公務員に対する周知・啓発の実施

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①国家公務員に対する周知・啓発等の実施	・各府省人事担当者へこころの健康づくり対策、パワー・ハラスメント対策のための制度等の周知 【実績 平成27年度:5箇所403人 平成28年度:6箇所345人 平成29年度5箇所(予定)】 ・各府省人事担当者へ心の健康づくりに係る研修講師養成の研修 【実績 平成27年度:9箇所572人 平成28年度:10箇所534人 平成29年度10箇所(予定)】 ・メンタルヘルスに関する知識の習得、理解の徹底のためのeラーニング教材の配布 ・各府省人事担当者へ職場環境改善の手法に係る研修 【実績 平成27年度:1箇所34人 平成28年度:3箇所105人 平成29年度:3箇所(予定)】 ・周知資料の作成・配布(ガイドブック「国家公務員とメンタルヘルス」(管理監督者用、職員用)) ・ワークライフバランス推進強化月間(7. 8月)の実施 【実績】 ゆう活実施者 平成27年度:3.7万人 平成28年度:4.0万人 平成29年度:3.9万人 ゆう活実施者の定時退庁者割合 平成27年度:60.9% 平成28年度:73.3% 平成29年度:72.2% ・(平成28年度からは働き方改革と)女性活躍・ワークライフバランス推進のセミナー等を実施 【実績】 平成28年度:本府省2回、全国6ブロック 参加者数 170名 平成29年度:本府省2回、全国9ブロック 参加者数 330名(見込み) ・管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー 【実績 全国6ブロックで実施、参加者数 毎年300名以上】 ・eラーニングを用いたメンタルヘルス講習、ハラスメント防止講習を新任の管理職員・課長補佐・係長等を実施。 【実績 毎年約1万人】

2 啓発等

(9)公務員に対する周知・啓発の実施(つづき)

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
②地方公務員に対する周知・啓発等の実施 ・一般職員等 ・教職員 ・警察職員	(一般職員等) (1) 自治大学校の研修課程においてメンタルヘルスやワークライフバランス等の講義を実施(定員580人) (2) 全国的な会議(年4回)や各種研修会(年19回)で過労死防止対策等を要請 (3) ワークライフバランス推進に関する先進的な取組事例を紹介 (4) 女性地方公務員活躍・働き方改革推進協議会を設置し、代表者会議、ブロック会議(6回)、市町村部会(8回)を開催(平成29年度開始) (教職員) ・リーフレット等を活用した学校現場における労働安全衛生管理体制整備の周知・啓発等の実施 ・メンタルヘルスについて、教員本人のセルフケアの促進や、管理職によるケアなどの予防的取組の推進 ・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を公表し、本ガイドラインを活用した学校現場の業務改善を推進 ・学校現場の業務改善に向けたマネジメントフォーラム等を開催 【実績 平成27年度:2回 平成28年度:2回 平成29年度 3回】 ・文部科学大臣政務官を座長とするタスクフォースにおいて、学校における業務の適正化に関する報告書を取りまとめ、各自治体に対して業務改善の推進を要請(平成28年度) ・業務改善アドバイザーを各教育委員会等に派遣(平成28年度から) ・時間外勤務の削減や創出した時間による教育面での効果などのエビデンスを蓄積し、その効果を全国的に発信することを目指す実践研究の実施(平成29年度から) (警察職員) 平成26年2月に「組織的な健康管理対策の推進について」と題した通達を発出し、長時間勤務による健康障害防止対策を推進するよう指示。都道府県警察における過重勤務対策推進状況調査を実施。

3 相談体制の整備等

(1) 労働条件や健康管理に関する相談窓口の設置

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①労働条件や長時間労働・過重労働に関して電話相談窓口の設置	・労働条件相談ほっとラインの設置 【実績(相談件数) 平成27年度:29,124件 平成28年度 30,929件 平成29年度(予定):月3,000件以上】
②メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害等について、電話やメール等を活用した相談窓口の設置	・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてメール相談を実施 【実績 平成27年度:6,496件 平成28年度:6,974件 平成29年4月～11月:5,022件】 ・「こころの耳電話相談」において電話相談を実施 【実績 平成27年度:2,896件 平成28年度:5,910件 平成29年4月～11月:4,295件】
③産業保健総合支援センター、地域産業保健センターでの相談体制の整備及び相談対応	・産業保健関係者からの専門的相談対応 【実績】 平成27年度:92,948件 (産業保健総合支援センター 36,665件、地域産業保健センター 56,283件) 平成28年度:105,169件 (産業保健総合支援センター 40,554件、地域産業保健センター 64,615件) 平成29年4月～11月:77,304件 (産業保健総合支援センター 28,642件、地域産業保健センター 48,662件)

(2) 産業医等相談に応じる者に対する研修の実施

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
産業医等相談に応じる者に対する研修の実施	産業保健総合支援センターにおいて、産業保健関係者への専門的研修を実施 【実績 平成27年度:4,792件 平成28年度:4,381件 平成29年4月～11月:3,257件】

(3) 労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施	産業保健総合支援センターにおいて、産業保健関係者への専門的研修を実施 【実績 平成27年度:4,792件 平成28年度:4,381件 平成29年4月～11月:3,257件】

3 相談体制の整備等

(4) 公務員に対する相談体制の整備等

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
①国家公務員に対する相談体制の整備等	・休職者の円滑な職場復帰、再発防止のための「職場復帰相談室」の開設・運営(全国10箇所) ・職員等の心の悩みに関する相談を受ける「こころの健康相談室」の開設・運営(全国10箇所) ・職員からの苦情相談窓口の開設・運営 ・各府省等カウンセラー講習会 全国6ブロックで各府省等に配置されているカウンセラーを対象に実施 【実績 平成27年度:参加者数180名、平成28年度:参加者数160名、平成29年度:参加者数240名(予定)】
②地方公務員に対する相談体制の整備等 (一般職員等 ・教職員 ・警察職員)	(一般職員) ・地方職員共済組合による無料の電話相談・WEB相談・面談を実施 ・地方公務員災害補償基金等による無料の電話相談・Eメール相談を実施 ・地方公務員災害補償基金等のメンタルヘルス対策支援事業を実施 職場のメンタルヘルス対策を実施する地方公共団体等の担当職員向けに臨床心理士等のメンタルヘルス相談員からメンタルヘルス対策のために必要な体制づくりや計画策定の方法やストレスチェックの実施方法等について、電話・Eメールによりアドバイス等を行う。 (教職員) 公立学校共済組合による健康相談事業を実施 ・教職員電話健康相談24:健康に関する相談に、保健師等の専門家が24時間体制で応じる。 ・電話・面談メンタルヘルス相談:臨床心理士が電話・面談によるカウンセリングを実施。 ・介護電話相談:介護全般に関する相談にケアマネジャーや社会福祉士が応じる。(平成29年11月から) ・女性医師電話相談:女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービス。(平成29年11月から) ・Web相談(こころの相談):電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、相談を受け付ける。(平成29年11月から) (警察職員) 都道府県警察等のすべてに保健師又は看護師を配置。経済問題、家庭問題等に対し警察職員生活相談員による助言等の相談体制を整備

4 民間団体の活動に対する支援

(1) 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
過労死等防止対策推進シンポジウムの開催 (おおむね3年を目途に全都道府県で開催)	【実績】 ・平成27年度: 全国29会場で参加者数は3,075人(全国延べ) ・平成28年度: 全国42都道府県43会場で参加者数は4,802人(全国延べ) ・平成29年度: 全国47都道府県48会場で開催。(参加者数は集計中)

(2) シンポジウム以外の活動に対する支援

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
① 過労死遺児交流会の開催	・平成28年度: 12月26日に山梨県で開催し、41名(遺児27名、大人(保護者)14名)が参加 ・平成29年度: 8月9日に長野県で開催し、50名(遺児33名、大人(保護者)17名)が参加
② 民間団体主催のイベント等	民間団体の主催による「シンポジウム」や「つどい」が行われる際は、都道府県労働局が後援等の支援を実施。

(3) 民間団体の活動の周知

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
民間団体の活動の周知	パンフレット及びWEB特設ページに、民間団体の相談窓口を掲載。

5 地方公共団体

大綱に盛り込まれている内容	平成27年度～平成29年度
国が行う対策に協力するとともに、その対策を参考に地域の産業の特性等の実情に応じて取組を進めるよう努める。	地方公共団体と連携した取組を進めるために、11月の過労死等防止啓発月間を中心とした取組への協力依頼を国から地方公共団体へ行っている。

政府における取組

1 「過労死等ゼロ」緊急対策

	平成27年度～平成29年度
(1) 違法な長時間労働を許さない取組の強化	①新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底(平成29年1月20日より実施) 企業向けに新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握を徹底 ②長時間労働等に係る企業本社に対する指導(平成29年1月20日より実施) 違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対して、全社的な指導を実施 ③是正指導段階での企業名公表制度の強化(平成29年1月20日より実施) 過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が2事業場生じた場合も公表対象とするよう強化 ④36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底(平成28年度第4四半期に実施) 【実績】平成29年1～3月:15,413事業場において、労働基準法第32条等の労働時間関係の違反が認められた5,915事業場の36協定未締結事業場に対し、是正指導。
(2) メンタルヘルス・パワーハラスメント防止対策のための取組の強化	①メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導(平成29年4月1日より実施) 複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対して、パワハラ対策も含め個別指導。 ②パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底(平成29年4月1日より実施) メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導。 ③労働安全衛生規則の改正によりハイリスクな方を見逃さない取組の徹底(平成29年6月1日より実施) 長時間労働者に関する情報等の産業医への提供を義務付け。
(3) 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化	①事業主団体(220社)に対する労働時間の適正把握等について緊急要請 ②労働者に対する相談窓口の充実 労働者から、夜間・休日に相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の開設日を増加し、毎日開設するなど相談窓口を充実させる。 【実績(相談件数)】平成27年度:29,124件 平成28年度 30,929件 平成29年度(予定):月3,000件以上】 ③労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載

政府における取組

2 働き方改革実行計画

	平成27年度～平成29年度
(1) 時間外労働の上限規制等	(平成27年度) 労働政策審議会において、平成25年9月27日以降22回にわたり検討を行った結果、平成27年2月に「今後の労働時間法制等の在り方について(報告)」がとりまとめられたが、時間外労働の上限規制の導入については結論を得るに至らなかった。 (平成28年度) 平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「36協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する」とされたことを受けて、働き方改革実現会議において議論が行われた。働き方改革実現会議での議論を踏まえ平成29年3月に決定された「働き方改革実行計画」において、時間外労働の上限規制の導入が盛り込まれた。 (平成29年度) 労働政策審議会において、働き方改革実行計画を踏まえた議論が行われ、時間外労働の上限規制の導入を盛り込んだ法律案要綱について、9月15日に「おおむね妥当と認める」との答申がなされた。
(2) 労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化	(平成29年度) 労働政策審議会において、働き方改革実行計画を踏まえた議論が行われ、産業医・産業保健機能の強化を盛り込んだ法律案要綱について、9月15日に「おおむね妥当と認める」との答申がなされた。
(3) パワーハラスメント対策、メンタルヘルス対策	(平成29年度) 「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」において、実効性のある職場のパワーハラスメント防止対策について検討
(4) 勤務間インターバル制度	(平成28年度) ・勤務間インターバルを導入する中小企業への助成金を新設【実績 平成29年度:64件(10月末現在)】 ・勤務間インターバル制度普及のため、導入事例集の作成・配付、ポスターの作成・配付、セミナーの開催、専用Web作成、新聞広告、インターネット広告を実施 ・助成金の利用促進のためのリーフレットの作成・配付、新聞広告、インターネット広告を実施 (平成29年度) ・勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会において実態把握、導入促進を図るための方策などを検討

3 自殺総合対策大綱

	平成27年度～平成29年度
自殺対策基本法の改正、自殺総合対策大綱の見直し	・自殺対策基本法の改正(平成29年4月1日施行)。 ・自殺総合対策大綱を閣議決定(平成29年7月25日)。「勤務問題による自殺対策の更なる推進」を盛り込む。